

赤穂市水道水源保護審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、赤穂市水道水源保護条例（令和2年赤穂市条例第41号）第19条第5項の規定に基づき、赤穂市水道水源保護審議会（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、次の各号に該当すると認められ、出席委員の過半数により決したときは、会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

- (1) 特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であつて、公にしないことが適当であると認められるもの
- (2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の情報で、それを公開すれば当該法人等又は事業を営む個人の正当な利益又は活動等を害すると認められるもの
- (3) 法令又は条例により公にしない旨定めているもの
- (4) その他会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが予測されるもの

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議開催予定時刻の15分前までに傍聴申出書（別記様式）に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 会議の傍聴人の定員は、10人以内とする。ただし、会場の規模により定員を増減することができる。

- 2 傍聴人が定員を超えるときは、前条に規定する傍聴申出書の受付順とする。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議の進行の妨げになる行為及び他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならない。

- 2 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、会議の議長の許可を得た者は、この限りでない。
- 3 傍聴人は、会議の議長の指示に従わなければならない。

(議長の指示)

第6条 会議の議長は、傍聴人が前条に定める遵守事項に違反すると認めるときは、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人に退席を命じることができる。

(議事録の作成及び署名)

第7条 会長は、事務局に会議の議事概要を作成させなければならない。

- 2 議事概要は、会長及び会長が指名する出席委員1名が署名しなければならない。

(議事録の公開)

第8条 会議の議事概要は公開とする。ただし、第2条に定める非公開情報が記載されている部分は除く。

(補則)

第9条 この要綱に定めのない事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

赤穂市水道水源保護審議会 傍聴申出書

年 月 日開催

※ 受付番号	氏 名	住 所

※受付番号欄は記入しないでください。

【注1】 傍聴される方は、この申出書を会議開催予定時刻の15分前までに受付に提出してください。

【注2】 傍聴人が定員を超えるときは、受付順とします。